

第2回 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議概要

日 時：平成26年11月17日（月）10：00～

場 所：合同庁舎7-A会議室

出席委員：安藤委員、神辺委員、木下委員、口分田委員、古株委員、鈴野委員、多久島委員
寺田委員、村井委員

欠席委員：大橋委員、中島委員、西谷委員

【事務局より、資料1から資料4について説明】

(座長)

9月に説明会を開き、このような意見が出たというところまでの経過の説明があったが、このことに関して、質問、意見がありましたらお願いしたい。

9月の18、26日に開催された説明会は、7月30日に2回目の研究会議をやるとなっていた時には、どのあたりでするつもりであったか、何故遅れたのか、どうしてここまでずれ込んだのかというあたりについてお聞きしたい。

(委員)

本来であれば、この第2回会議を7月末に行い、その前に市町に声掛けをし、手を上げていただいた市町と、これからこのように検討していく、という経過報告をさせていただく予定であった。それがなぜ遅れたかというところであるが、できるだけ市町に受け入れていただけるようにできないかということで、いろいろと内部で検討し、結果は手が上がらなかったが、できるだけ手を挙げていただきたいということでいろいろと知恵を絞る中で、このような応募の仕方、県の協力の仕方など、協議していく中で時間を要し、タイミングが9月になってしまい、大変申し訳ないと思っている。中での検討に時間を要したという実情である。

(座長)

市町説明会で出された意見は、予測がついているものがずいぶんあったのではないと思う。それにどう対応していくかということは想定されていたのか。

(委員)

100%まで想定していなかったのと、結果として手が上がらなかったということで、反省している。やはり、18日、26日の会議で意見のあった「事業者の確保」「看護師の確保」については、第1回会議でもなかなか難しいという意見があったことも事実で、そういうことは認めているが、だからこそ、第1回会議の場で説明したが、仮に市町が手を挙げていただいたら、実証研究実施調整会議を県または市町が主催して、看護師確保の方策についても、資料4ページのところ、3つの確保策の手立てを考えて、これらについて同時並行的に、これ以外にもあればそれもやりながら、あらゆる手立てを市町とともに考えていきたい、その場合、これは県がやる、これは市町にお願いしたい、ということも含めて検証し、看護師を確保できるようにやっていくことを考えていた。

3ページあたり、移動支援事業者についても、昨年度移動支援事業者に県でアンケートを行い、その中で看護師が確保できればできないこともない、と回答した事業者があることもわかったので、そういった事業者に県から協力依頼をしていくということも書かせていただいた。

そういったことで何とか市町の御理解をいただきたいとお願いしたつもりではあったが結果としては、そういうことになったと認識している。

(委員)

市町説明会の資料を見たが、県が市町に事業委託をして、県が市町とともに進めるというような姿勢は読み取れなかった。市町が実証実験をしたいといって手を挙げたのではなく、県が実証実験をするのに、市町にとればリスクばかりで、県の責任はどこに行ってしまったのかと思った。事業説明会の各市町の意見を読んで、同じことを思っていると感じた。だから、第2回会議がいろんな事情で遅れ、市町へ会議の中で説明されたが、悪くとれば10月1日の9月議会の知事答弁のために、2回の説明会をされたのではないかと思うくらい、県の責任がどこに行っただのかと資料を見て思った。

課題は、前年度から見えていることが多々あったのではと思った。今年度この実証研究をするということで県が進められているのだから、その方向で進むよう意見を出していかないとはいけないと思うが、ここまで時間がかかったこと、資料の出し方、その前後に何があったかを考えると、もう一つ何か腑に落ちないと感じた。

(委員)

去年の研究会議に参加したが、この枠組は移動支援事業所が通学の間だけ看護師を雇用して、送迎するという形で、受ける事業所としては難しい枠組であるということがあった。移動支援事業所が看護師のすることに責任を持たなくてはならないという難しい事業で、市町が手を挙げて、事業所が決まって、実証研究実施調整会議で、とそういう順番になると遅くなってしまふ。市町の責任、県の責任がどうなのかという意見もある。難しい事業であり、県はこれをどう進めるか、手を挙げるところがなくとも、課題を整理し、このように県がバックアップする、事業費から別途、看護師の研修費とかがあると、市町がやりやすい、事業者が受けやすいような条件作りやリスクに対する準備を市町と県、事業者と一緒に、同時並行的に進め、それぞれの責任を分担していくといいのかと思う。あらかじめ想定でき、代案ができて、バックアップ体制ができるように、同時並行的に進めていく方が、研究事業としては有効なのではないか。

(委員)

訪問看護ステーションの立場から思ったが、移動支援事業所が単独で看護師を確保することは本当に難しいと思う。朝夕は自分の子どもさんの送迎があつたりして、昼間の仕事を探すといる方が多く、なかなかピンポイントで見つけることが難しい。

もうひとつ、例えば実証研究をして、訪問看護ステーションが対応するのが一番いい、となった時に、ステーションも様々あり、訪問看護ステーションの朝は看護師がいなかったりする。自分のところの訪問看護ステーションの事情でいえば実施可能だと思うが、他の事業所は難しいところが多いのではないか。

医療的ケアの中身も、いろんなお子さんがおられ、大変重い医療的ケアの必要な方が増えており、私どもの訪問看護ステーションもそうだが、医師の指示がなければ医療行為ができないので、必ず医師の指示書がある。市町に委託して移動支援事業者がする時に、指示書に対するお金が発生するので、そういったことの調整もある。医療機関との協力、バックアップ体制も踏まえてどこに委託するのがいいのか、訪問看護ステーションだったら、訪問看護ステーションと契約している方は指示書がもらえる、学校看護師も指示書をもらっておられる。そういう

ところで、動けるのが限られてくるのではないかと思う。それらを加味しながらどのように看護師を確保していくのか、また医療的ケアの中身に関しても、最近酸素を使っておられる方が増えてきており、実証研究でどこまでの方を対象にするのか、ということもある。酸素や人工呼吸器が必要な方が増えていて、車中で少し酸素が切れたりといったこともある。ゼロではない。ケアの範疇が広がっているので、そうしたことも踏まえ、安全、責任の検討を進めていくなど、もっと具体的に示していかないといけないと思う。

もうひとつ、看護師の賃金は事業所によって変わるのか、計画の中で決めるのか、事業所任せになってしまうのか、具体的に示さないと事業所も困ると思う。

(座長)

実証実験を始めるにあたって、どこまで想定しておくのか、これから想定していくのか、これから進めていく中で想定してどうしていくかということでもある。

(委員)

事業所が看護師を雇用する場合、事業所出発で自宅まで迎えに行き、学校へ送ってまた事業所に戻ってくる、その間が看護師の賃金になると思うが、訪問看護ステーションの場合、どこからが雇用のスタートなのか、事業所に訪問看護師が行って、そこからがスタートになるのか。移動支援事業の中身には、利用者を乗せていく場合は算定できるとか、除算があったりするが、帰りは学校に看護師を置いていくのかとか、そういう配慮も含めて、体制があるといいと思う。

(委員)

言われるように、できるだけ具体的な提案の方が受け入れやすいというのは理解しており、例えば看護師に払う賃金をどうするかということころは、どの程度が適当なのかということも含めて、実証研究の課題のひとつとして議論していただくこともあるのでは、ということで事前には、具体的に示さずに40回で51万8千円という枠だけは示させていただき、あとは具体的な相談ということとさせてさせていただいている。

送迎ルートはどこまでが看護師の業務なのかということについても、送迎するお子さんの自宅や事業所など、地理的な関係でも変わってくるし、学校看護師か訪問看護師かによっても違ってくると思ったので、そういったあたりを場合分けしてすべて書けと言われれば書けないこともないが、そこは今の段階では実証研究会議の中での議論とさせていただければと思っている。

もう一点、委員から指摘のあった個別の事業者なり看護師がどんなことをリスクと考えているのか、それぞれの対応を同時並行でできないかということころだが、あとの議題で資料の説明が残っているので、そこで説明させていただく。

【事務局より、資料5について説明】

(委員)

実際に事業者を回っている時に、いただいている課題もあり、そういった課題については、これから協力いただける市町と一緒に検討していく。

委員が仰るように、そういった中で出てきた課題、実際の検討までに、事業者からや看護師のことなどの指摘もあるかと思うので、そういったことを炙り出すことも含め、実証研究事業

の目的とっており、単に送迎できてよかった、ということではなく、関係者から丁寧に聴取をし、お願いしたいと思っている。

(座長)

今後どのようなスタンスで進めようとしているのか。例えば、権利条約が採択された以降の中で、通学保障は義務ではないという考え方をもちながらやっていくのか、合理的配慮としてやっていくのか、スタンスとしては大きいと思う。市町の意見はもつともなものもたくさんあり、県と市町がどんな関係でやっていくかを考えた時に、市町の障害福祉課は保護者と常にやりとりをしていて、いろいろ考えていると思う。それに対して、県や県教委が一体どんな考え方で市町とやっていかれるのか、今は実証実験で移動支援事業というのは一つのあり方、それだけではなく、現に困っておられるお母さん方にちょっとでも早く何かできるのかということが、この研究事業の一番大切な部分だと思うので、そうなってくると、県は一体こういう意見に対して、どう応えられたのか、ということについて少しお聞きしたいと思っている。

(委員)

県教委は県教委で意見があると思うが、ひとつの方法として、今回移動支援事業を提案させていただいたということであり、市町に押し付けるというつもりはないし、障害福祉課の立場としてはこの方法が実際に可能かどうかというところを模索していく中で、この問題の解決に鋭意努力していくというところであり、それ以外の方法については福祉の中ではこれ以上はなかなか見いだせないと思っている。

(座長)

県教委さんとしてはいかがか

(事務局)

通学保障はないというなら、市町にもないという意見をいただいた経緯は、中間まとめの中に、そのような通学保障を定めるという法令等はないという文言があり、そこについての質問をいただいたということである。

(座長)

通学保障をしていこうという方向性の中で、実証実験をやっていて、一つの方策として、移動支援事業の利用ということがあり、それだけではなく県として、県教委として、今後移動支援が難しいお子さんがおられた場合に、それに対してどんな方向で考えていくか。一つの方策として実証実験は移動支援事業でやるけれど、方向としてはいろんな形で通学保障を考えていこうとするスタンスでの実証実験と捉えていいのか。

(事務局)

通学保障ということになると、基本的に毎日のことになり、現時点では、合理的配慮の中で、通学の送迎をすべてというところまでは難しい。通学保障ではなく、保護者の方が大変な思いをされているので、その部分への支援を何とかできないか、という考えで通学保障ではなく、支援という部分で施策として何かできないか、と考えている。

(座長)

それは移動支援事業だけではなく、少しでも負担軽減ができるような方策を考えていくということか。

(事務局)

保護者の負担を少しでも軽減できるための手立てを考えるということである。

(委員)

どういう契約をして、バックアップをどうするか、責任主体がはっきりしたら、訪問看護ステーションでやってくれると思う。この先ずっとはわからないが、実証研究としてであれば協力はできると思う。市町でも県でも私たちはどちらでもよい。どちらがするのかをはっきりして、移動支援事業所でなくても福祉タクシーでもいい。とにかく、医師の指示書があって、バックアップがあれば、協力はできると思う。

(委員)

資料5にあるように、市町の協力については再協議をしているところで、そういう中、条件、報酬のモデルケースとして、実例を示すことができれば、議論のたたき台となる。引き続き、協力していただける市町を募ろうとしている。

(座長)

市町は、県が責任を持つというところがないと引き受けにくい。その辺はどのようなスタンスで市町と県の間で契約を結んでいこうとしているのか。

(委員)

移動支援事業自体は、通常、市町が事業者と委託契約を結んで、移動支援を行った場合に、報酬を市町から委託業者に支払う、ということである。今回はその仕組みを活用して、研究をしようということであって、その時に、通常の移動支援事業であれば看護師は乗っていないし、看護師をどう確保するのか、費用面の問題もあるので、また、実証研究という何らかの結果をいただくということもあるので、その費用を委託費として県から移動支援事業の実施主体である市町に委託をして研究をしてもらうということで、この委託費用が積まれている。ベースとなる移動支援事業の実施主体という意味でいうと市町、今回、看護師を乗せて送迎するということの研究についての実施主体は県になる。仮に事故が起こった時には、通常の移動支援事業でも委託元と委託先の契約の中で、一般的には委託先が事業所としての責任を負うというのが基本だと思うが、そういう中で、今でも移動支援事業の中で、交通事故が起こった場合に備えて損害保険に入っていると思う。今回さらに看護師が乗ってそういう事故の率が高まるということなので、それも研究の一環として、委託費の中に上乗せする必要がある損害保険料に対応する費用を積んでいる。移動支援事業者が入っている損害保険について医療事故も含めて補償のカバーをしてもらうことで、保険料の必要な分はさらに上乗せをしてそこで払ってもらった中で、実際の事故が起こった場合の一義的な責任は、事業所に費用的な損害賠償的なものの責任は負っていただく。道義的な責任は、そもそも研究をしたのが県なので県が持たないといけないと思っている。主体性とか責任という時に、具体的にどういう責任なのか、お金の面なら資料にあるように損害保険に入ってもらったか、それ以外の責任については、県が委託元として何らかの責任を負わないといけないという事もあると思う。実証研究の調整会議については、県が主催する形で開くことも考えており、資料5頁にもあるように様々な課題に対して県の障害福祉課も課題解決に関わっていくつもりである。丸投げして市町であとは全部お願いする、というようなつもりはなくて、できる限り一緒に取り組んでいきたいと思っている。逆にいうと移動支援事業を活用するという事なので、市町を抜きにして県だけであるということ

はできないので、こういった関わり方を提案させていただいている。

(委員)

移動支援事業を使って、というのが一つの手段として考えられているが、移動支援事業と同様のものを県が実施することはできないのか。

(委員)

できないことはない。他の方法が全くなくてお願いしているということではないが、今回の提案の枠組みとしては市町の移動支援事業を活用してということである。

(委員)

命を預かっている実証実験であり、県の姿勢については事故の場合の一義的な補償などの話ではない。万一事故が起こった時には、県が実証実験を考えているのだから、県が責任を持つという言葉は言ってほしい。

(委員)

それを逃げるつもりはないが、県が責任を持つということをどういう形で表せばよいのか。県が実施する研究事業なので県が責任を負うのだけれど、県が責任を持つということをどう表したらよいのかというときに、お金の面ではこうだが、それ以外のことをどう何で表したらよいのか、その辺のご提案があれば最大限検討はする。

(委員)

繰り返しになり、過去ばかり穿り返してもとは思いますが、本当に県でこの研究会をやって、実証研究をなんとか成功させるために、県教育委員会が、県障害福祉課がという形で表していくというのは難しいと思うが、県が引いていると感じ取られるような資料の出し方、会議の進め方であったと思う。県が積極的にやろうとしている、保護者のために私たちも一緒になってやる、公募があったら手を挙げていこう、となれない感じがある。だから、じゃあ何を示したらいいかって言われても確かにそこは困るが、これまでの経緯の中で保護者も感じておられると思うが、どうも県教委の姿が見えてこない。今日の資料1も、18日の市町の説明会で配られた資料とは違う。18日に意見があって修正をされたものがその資料1で、18日の資料と説明されたこと自体、不信感を抱く。

(委員)

資料1は26日に出した資料を付けている。18日と違うところは、4ページ目から5ページ目にかけて、下の※印のところから5ページ上の表の中に必要な加筆をさせていただいた。大きな変更ではないが委員が言われたように、この点が18日の会議から26日の会議に向けて修正されているということで補足説明させていただく。説明が間違っており申し訳ない。

(座長)

心配されるのは、もうこの時期まできていて、あと数か月しかない中で、まだ市町とのやりとりが県の責任云々という話で、実際に受けてくれる市町が出てきて実証実験できるのか。課題を見つけ出そうとすると、実証実験をしないと出てこないと思うが、なかなか前へ進んでいかない。このまま結局手を挙げるところがなくてできないってことで終わらないかという心配があるので、その辺も含めて見通しを少しお話いただければと思うが。

(委員)

現在、個別の移動支援事業者等に働きかけ、協力をお願いできないかということで回ってい

るところである。期限は具体的には申し上げにくいですが、働きかけの状況については、できる限り早急に各委員には報告させていただきたいと思っている。

(座長)

実証実験そのものは、事業者が決まったら終わりではない。看護師を見つけてやるということで、リミットというのは、どのくらいで考えられているか。

(委員)

相手のある話であり、言いにくいところであるが、この1、2週間以内には事業所や看護師を見つけて、協力いただける市町が見つかれば、そこから実際の送迎ルートや必要な医療的ケアを確認したりということなので、最速でも年明けから3か月間になるのかと思っている。

(委員)

事業所がこういう条件だったら受けるとか、県への要望もあると思うが、その中で今把握している課題は何かあるか。

(委員)

先ほど委員からあったように、普通、移動支援事業であれば、乗せる場所に車がいって、行き先に着いたら事業者は次の移動支援にそのまま行くが、看護師が乗っているので、看護師をその場で降ろしてとはいかない。その看護師をどこかまで送迎するとなると、通常の移動支援の2倍の時間がかかる、それはどうするのかというような懸念があり、そこは今、看護師の人件費等の積算の中でどうにかできないのか、交通費の問題で処理できるのか、実際に検討する必要があると思っている。

(委員)

想定されることのひとつは、車と看護師の確保。車は呼吸器など載せるので特別な車が必要。移動支援事業は、そのメンテナンスとかレンタルとか、そういう費用は利益の上がるものではないので、車の確保も課題にはなってくると思う。

(委員)

複数の事業者にお願いに回っている途中であるが、ストレッチャーになると難しいが、シーティング、車椅子であれば今でも送迎している実績もあるようなので、車の面の問題はあまりないというようなところも中にはあるという状況である。いちばんスペースをとらない、車椅子であれば、という事業所の判断は出ているというところ。

(委員)

特別支援学校の学校看護師はどうなのかというあたり、若干の聞き合わせをしていく中で、いろんなお話をお聞かせいただいている。先ほど委員が訪問看護ステーションの看護師の場合は、ということも言われていたが、学校看護師も同じように、まずは自分のお子さんを送り出して、夕方帰られるまでというような方が結構おられる。ロングの勤務になると、それだったら難しいという方もおられる中で、例えば帰りだけでなら、とか、自分が勤務日以外ならよいとか、自分が勤務日だったらとよい、とか、いろんなケースがあり一様に、一概にというのは難しいというのが正直なところ。そういう中で協力いただける方に当たっていくということになっていくと思う。

先ほど、なかなか教育委員会の姿勢、スタンスが見えてこないというお話があったが、そもそも昨年度の研究会議は県の教育委員会が主催して進めてきており、今年度は実証研究が移動

支援事業でという方向性があったので、障害福祉課と共管という形ですすめている。決して教育委員会が引いているということではない。

また、先ほど委員から、18日の資料と今日の資料が違うということであったが、例えば5ページの上の表の関係者欄で、市町、県障害福祉課、県教育委員会・特別支援学校という表記になっているが、18日の資料には、特別支援学校の前に県教育委員会というのが無かったということ言われていると思うが、そもそも市町と県障害福祉課は全く違う機関であるが、県教育委員会と特別支援学校は一体であり、特別支援学校というのは県教育委員会の地方機関である。そもそも特別支援学校が単独で判断して動くということはある得ないが、そこが分かりにくいということであったのでここに教育委員会とあえて書き入れたというだけで、そのところは誤解があるので修正させていただけたらと思う。

昨年度からの会議の流れから言えば、そもそも通学保障という考え方は文科省も持っておらず、あくまでも通学を親御さんがしていただける中で、親御さんの負担軽減、レスパイトということでは何ができるのかを考えてきている。その中で教育だけではやりきれないということから福祉の方にも協力いただきながらどういう組立てができるのかということをとータルケアとして考えていけないかということで今の事業を進めてきており、そのところについても理解いただけたらと思う。

(委員)

資料3、「福祉サイドとして放課後支援にもっと力を入れたい」という文言があるが、看護師を雇用して医療的ケアのある方を学校まで迎えにいった放課後デイに連れていくというところがすでにあるが、市町も福祉サイドとして力を入れたいと言われているということは、医療的ケアのある方を放課後デイとしてやっていく、市町もそういう方針であるということか。

(委員)

実際その場にいた者として、受け止め方、印象だが、放課後デイサービスを実施している事業者が送り迎えを、医療的ケアの子を含めてやっていて、人員なりマンパワーを割いているので、まずはこちらに傾注したいというような意見だったと私自身は受け止めている。

実際に私たちが働きかけをしていく時に、こういうことをやっている事業者が移動支援もやっていただけたらということを考えながら、協力依頼していかないといけないと思っている。

(委員)

この事業が目標とするのは毎日の通学保障だと思うが、加えて、お母さんが急用で学校まで迎えに行けないという時に、お父さんに会社を休んでもらわないといけないとか、シングルな家庭であれば迎えに行けなくなってしまう、そういった時の方法も含めて考えられないか。

(委員)

例えば、お子さんが学校で怪我をした時に迎えをどうするのか、というのは医療的ケアのあるお子さんに関わらず、すべての幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、場合によっては大学生もそうだと思うが、そういうことに対してどういう仕組みを作っていくのか、あるいは仕組みがあるのか、というような汎用的な要素がどうしても出てくるので、そこは一概に言えないと思う。今は医療的ケアの子たちの話を進めているが、市町でも医療的ケアの子たちにとどまらず、他の子たちにも広がりが出てくるのではないかと、いうところは懸念されていると聞いており、そのあたりでどういう配慮、組立てをしていくのかは、正直難しいと思っている。

(委員)

委員が言われることは、将来的にそうなったらいいが、そこに辿り着くまでにどんな課題があって、そのひとつとしてそもそも今の市町の移動支援事業は通学を対象にしていなくていいところが大半、ほぼ全部だと思うが、そういう中から考えないといけないということがある。今回実証研究で仮にどこかの市町が手を挙げて検討を始められたとしても、レスパイトであっても突発的なニーズに対して応えるような仕組みまで作れるかという、そんな状況まではいかない。はじめの保護者の要望から言えば、1週間に1回でも、もっと言えばひと月に1回でもという負担軽減を考えられないか、というところであり、例えば、週のうち時間とか日も決めて、その日の送迎をできる人がいるか、というところから始めないと難しいので、言われるように発展していけば望ましいが、大前提としてこの移動支援事業を使ってこの事業を広めていくのか、ということも大きな問題としてあるので、そういうことも考えながら検討していく必要があると思う。否定するつもりではないが。

(委員)

誰も送っていけない、ではどうすればいいのか、ということに将来的には結びつけていけるようになれば、この実証は大事なことと思っているが、今何も使えないというのではなく、いつかこういう方法で送っていける、迎えに行ける、という方法を市町も県も示していただくとよいと思う。

(委員)

今でもそういう突発的にやむを得ないニーズに対して、個別に対応されていることも中にはあり、医療的ケアでなくても今回に限っては対象にするとかそういう取組があるというのは聞いているので、市町では個別のニーズに対して応えていく中でいろいろ苦労されていると認識している。

(座長)

移動支援事業がひとつの方策であると思うので、是非やってほしいが、困っておられるお母さん方からは、1か月に1度でも、1週間に1度でもという思いがある中で、中間報告から実際に進んでいるのかというところではない。研究会議の開催も遅れている中で見えなくっているのではないかと。それに対して不安感、不信感を保護者が持たれるのは当たり前で、本当にできるのかという今の状況は我々としても反省しなければと思う。本当に実現できるような形で是非進めていけたらという思いを持っている。

今一生懸命事業所などを探していて、12月にはいろんな仕組みを組んで、1月には3月までの間やっていこうと一生懸命進めていただいているのは事実だと思う。やってないという意味ではないので、やっていることを見えるようにしてもらいたいと思っている。

(委員)

この事業は県が教育委員会とオール滋賀県として責任を持ってすすめる、ただし仕組み自体は市町の移動支援事業を使っていくけれど、進めていくのは県が責任を持ってやっていく、ということをしつかりと表現していくことが大事ではないかと思っている。実際市町と事業所が決まらなくて何もできないという構造になってしまったが、滋賀県がやるという事を何で表現したらいいかということに関しては、研究会議の中で滋賀県の責任性というのはこういう項目があるということ詰められた可能性もあったのではないかと考えている。緊急時のバックア

ップであれば、学校によって関連するポイントが違ってくるので確かに実証研究がスタートしないと始まらないかもしれないが、仕組みに関しては、医師会、病院協会にこういう形で協力を求める、とかあるいは通学に関してのリスクに関しては、いろんなところで情報が共有されているし、通園でもいろんな課題が蓄積されていると思う。もちろん保護者の方が日々、どういうリスクを感じておられるかという情報もあるだろうし、そういう部分も特定の人が決まってからの方がやりやすいということがあるかもしれないが、具体的に事業者、市町を決めてのスタートになると思うが、県の責任の部分をどう表現するかは決まらなくてもやれることがあり、より受けてもらいやすくする環境作りは継続して取り組んでいくべきことと思う。

(委員)

主治医の意見書をどうするか。学校看護師と情報を共有できるように、主治医、看護師、保護者の連携が確保されないと難しいのでそのあたり県が調整してもらえれば。

(委員)

まったく進歩がないかということとそうでもなく、資料もかなり具体的になってきていると思う。ただ、本来医療的ケアの子どもの保護者の方の負担に対して一時的にでも何らかのケアができないか、ということで検討がはじまったが、最初は生命に関わることであり、安全面の懸念について言わせてもらったが、具体的に実証研究を通じて課題を明らかにしていくという方向でお願いしたい。

(委員)

この研究を行うにあたって、到達点として週1回か、毎日か、とか目標はあるのか、どう見据えているのか。まずやってみてこの会議の中で今後の方向性を検討する中で回数とかいうことも検討して、最終的な到達目標を見極めるといった感じなのか。

(委員)

実証研究の中でそこまでの提案を求めるべきものではないと思っている。週1回とか月1回に定めるための研究であり、実証研究はそこまで対象とはしていない。

(座長)

医療的ケアの必要でない子はバスに乗って行っているのだから、みんなが当たり前のように学校に行けるようにしていくことを滋賀県だけに言っているのではなく、国が保証していくという当たり前の考え方に持っていけないといけな。その当たり前ではないということの方が問題である。足りない部分について一歩でも進めていく。学校に行かないと教育を受けられないのだから、教育保障と一緒に自分自身は思っている。

(委員)

昨年も研究会議の中でもそういう話をしてきたが、教育では必ずしもそういう体系にはなっていない。訪問教育という制度も体系化されており、それがあるので文科省も通学保障という考え方はない、とはっきり言っている。そういう中で保障という考え方は少なくとも私はなじまないと思っている。

(座長)

教育分野からするとそうかもしれないが、障害者の権利の問題からすると保障の問題と思っている。議論していくことだと思うが。

(委員)

そのところは、個別対応、個別保障の話になってくるので、そこは教育の枠組みではなくて、セーフティーネットである福祉の考え方になってくると思う。

(座長)

福祉か教育かという問題については、ここで議論してもしようがないと思うが、少なくとも学校に行って教育を受けられる、という状態を作り出していくというのは教育でも福祉でもどちらでもよい、福祉がやらないといけないのであれば福祉がやったらいいいし、教育がやらないといけないのであれば教育がやったらいいいし、その一歩をどう進めていけるかということで、少なくとも移動保障、実証実験が使えるのか、ということをはっきりと明らかにしていくのが今の役割だと思っているので、今後も進めていきたいと思う。通学保障の問題については違った議論でやっていただきたいと思う。

(委員)

この会議は、そういう部分の見解を整理する会議ではないということによろしいか。

(座長)

そう、先ほども言ったように、ここではあくまでも移動保障の実証実験というものに対して、進めていくということの会議と思っている。

(委員)

今後の状況については、研究会議の場になるかどうかはわからないが、委員にはお知らせさせていただきたいと思っている。

(座長)

できれば、今のこういうようになっているということを保護者へお伝えいただく仕組みを作っていたらと思う

(事務局)

何か大きな動きがあれば学校にお知らせさせていただく。

以上